

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 1 (1) ⑦ _____</p> <p>該当ページ・行 : 8 ペー ジ . _____</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②意見</p> <p>事故動向の分析や調査の実施は、それをどのように再発防止策につなげていくかが重要です。事業者側に安全な製品の開発に取り組むことが求められるのは当然ですが、消費者側に危険情報を周知して再発防止につなげなければなりません。たとえばコイン型電池の誤飲防止でも、電池の入れ替え時の「ちょい置き」や使用済電池の廃棄など、消費者側の注意で防げる部分もあります。事故防止策の検討においては、行政、事業者、消費者、社会の観点を盛り込んでください。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 1 (2) ①</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 14 ページ・</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②意見</p> <p>現在医療機関ネットワーク参画機関は30に留まっています。身体事案の場合、消費生活センターへの相談よりも、病院で治療を受けたことがきっかけで、消費者事故であることが明らかになるケースが多々あります。医療機関ネットワーク参画機関の拡充をはかることで、さらなる事故情報の収集につなげていってください。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 1 (2) ③</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 15ページ・</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>リコール情報の周知には、属性別の対応が必要と考えます。地域のネットワーク等を活用したリコール情報の提供は高齢者等に対しては有効だと考えられますが、30代以下の年代層には不向きです。若い世代向けとして、今般消費者庁で開設された公式Facebookページ等のSNSによる情報提供を拡充して行ってください。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 1 (2) ⑥</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 13 ペー ジ・</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>有料老人ホームを含み、介護・高齢者向け施設においては、事故がおきやすく、いたましい事件も後を絶ちません。原因としては、施設構造等のハード面と施設運営等のソフト面が考えられます。本施策は、27年度にガイドラインに位置付けられ(厚生労働省)、KPIは現在調査中となっています。今後、運用を徹底していく段階であり、現状を確認しながら改定していかなければなりません。厚生労働省・国土交通省が緊密に連携しながら、ハード・ソフト両面において効率的できめ細やかな施策・KPIを策定し、運用において徹底されていくことを期待します。</p>

## 消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>3 意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 1 ( 4 ) 1 3</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 26 ペー ジ .</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>実際に発生した事件をふまえての、工程表の見直しがされたという点では評価できます。</p> <p>しかし、個別の事件ごとに工程表の施策項目を追加していたのでは、対応が後手になってしまうことが懸念されます。そして、工程表による管理の目的である、計画の効率的な実施のためには、施策間の調整も必要です。</p> <p>当該事案については、食品廃棄に関するこれまでの体制のどこに不備があったのかを明確にし、現行の施策を強化するかたちでの見直しを早期に実施する必要があると思います。</p> <p>たとえば、「施策⑨食品のトレーサビリティの推進」において食品事業者の内部トレーサビリティだけでなく、流通業者における受入時の納入業者からのインプットに関するトレーサビリティの確認の強化を追加することが考えられます。</p> <p>また、予防的な視点では「施策⑩食品関係事業者のコンプライアンスの徹底推進」では、食品廃棄にかかわる事業者も追加することが考えられます。</p> <p>同時に、今回の事案では“食品”でしたが、“食品の容器や包装”を廃棄する場合も同様のことが発生しないかどうかを検討し、必要な施策をとることも重要と思います。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>3 意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号： 2 (1) ①、②、③</p> <hr/> <p>該当ページ・行： 34 ペー ジ .</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>当該施策については、KPI の現状（実績）が報告されています。測定されていることはわかりました。このことは、他の施策の進捗の管理よりも良いと評価します。</p> <p>ところが、31 年度時点での目標値が不明であり、さらに、各年度毎の施策内容が不明（27 年度から 31 年度まで同じ内容が記載されている）であるため、平成 27 年度の取組みが妥当であったのかどうかの評価ができません。</p> <p>KPI を設定する意義は、目標を明確にして、目標達成のための施策の計画（いつまでに何をするのか）をたて、未達の場合には、その原因を究明し、施策内容の見直しをしたり、早期に目標が達成された場合には、効果を確認し、目標値の妥当性の評価をすることにあると思います。</p> <p>改善策として、27 年度の実績から、28 年度以降の年度毎の目標値を設定し、施策内容の評価をすべきではないでしょうか。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 2 (2) ①</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 39 ページ・</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>「家庭用品品質表示法の普及啓発活動を継続的に行う」ことは、消費者の利益の保護に繋がることであり、今後とも推進し施策を講じ展開されることを期待します。</p> <p>衣料品の洗濯表示が、新 JIS になったものに改正されました。消費者庁は、普及啓発に努めておられるとのことですが、消費者団体や、消費生活センターでは、普及啓発用のパンフレットが早や、在庫もなく不足しているとの声を聞いております。速やかに増刷し需要に応えてください。</p> <p>28年度までに、「適宜、規程等の改正を行う」とあります。市場の取引形態や消費者趣向に併せて、対象品目の見直しや、表示方法の見直しなど速やかに検討してください。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (1) ⑥</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 49 ペー ジ・</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>認知症高齢者の消費者被害対策として、成年後見制度の周知・活用が定着しつつあります。成年後見制度が普及・活用されるとともに、後見人の不正事例が散見され、今後の課題として検討が必要です。預金着服・不動産売却・投機等の経済被害も著しく、また、医療同意等のシリアスな課題についても、今後はより弾力的に対応ができるよう取り組んでいかなければなりません。このような、不正の捕捉・生命に関する事例に対して責任を明確化するためにも、成年後見制度法人後見支援事業は一つの柱としていただきたい事業です。親族後見人や市民後見人では重荷になる部分は、専門家後見人・法人後見人でフォローアップし、社会全体で高齢者問題を解決していける仕組み作りが必要だと思えます。</p>



## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (1) ② _____</p> <p>該当ページ・行 : 47ページ、50ページ・ _____</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>(KPIの現状)の通り、特定商取引法改正案は、被害の後追いとなる指定権利制を廃止すること、アポイントメントセールスの呼出し手段としてSNSと電子広告を適用対象に加えること、継続的な美容医療契約を特定継続的役務提供に追加することなどは評価できません。今後は政省令改正の検討に期待します。</p> <p>他方、今回の見直しの内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会は、事業者団体関係者のヒアリングばかりを繰り返し、消費者・消費者団体側のヒアリングは全くありませんでした。大いに疑問に思います。さらに、迷惑な訪問勧誘や電話勧誘を事前に拒否する「拒否者登録制度」や「お断りステッカー制度」について具体的な検討さえ行われなかったこと、インターネット通信販売の虚偽広告による契約の取消権の付与等が見送られたことは極めて残念です。</p> <p>高齢者の消費者被害やインターネット取引被害が日々繰り返されている現状を踏まえ、消費者委員会の答申に基づいて特定商取引法の改正を直ちに進めることを要望します。そして、先送りされた課題については、消費生活相談の推移や消費者・消費者団体の声を踏まえて、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の改正に向けた検討を開始することを強く要望します。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>3 意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (1) ④</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 48ページ、50ページ・</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>消費者契約法の見直しも、不実告知の取消し事由に「契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加すること、必要もない過量契約を勧誘し締結させた場合に取消権を付与することなど、評価できる点もあります。しかし他方で、高齢者など合理的な判断ができない消費者につけ込む契約に取消権を付与すること、不特定の者に向けた広告による「勧誘」を明文規定に加えることなど、多くの論点が検討課題として先送りされました。とても残念なことです。</p> <p>今回の専門調査会は、事業者側の意見を偏重する傾向があった様に感じました。</p> <p>高齢者の消費者被害やインターネット取引被害が日々繰り返されている現状を踏まえ、消費者委員会の答申に基づいて消費者契約法の改正を直ちに開始されることを要望します。そして、先送りされた課題については、消費生活相談の推移や消費者・消費者団体の声を踏まえて、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の改正に向けた検討を開始してください。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (2) ⑥と⑦の間に追加</p> <hr/> <p>該当ページ・ 65ページ、74ページ ( ⑥と⑦の間に追加 )</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>仮想通貨に関連する制度整備 (あるいは、関連する消費者被害の予防) という項目の追加を要望します。</p> <p>(理由)</p> <p>資金決済法の改正により、ビットコインに代表される仮想通貨の交換所に対する規制が導入されず (した) 。利用者保護やマネロン対策のために導入される規制ではありますが、これにより仮想通貨に対する社会的認知度が高まることから、わが国においても仮想通貨を利用する消費者の広がりが予想されます。また、仮想通貨を騙る詐欺の発生も予想されます。所管は金融庁ではありますが、消費者庁におかれましても、仮想通貨関連の消費者被害の発生状況について把握いただくことと併せて、消費者に対して、仮想通貨のリスクに関する情報提供ならびに仮想通貨を騙る詐欺等への注意喚起をお願いいたしたく、新たに施策に加えることを要望します。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (2) ⑦</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 65 ペー ジ・</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②意見</p> <p>2015年7月に割賦販売小委員会から報告書が公表され、改正骨子が示されました。今回の見直しでは、アクワイアラー・PSP規制に議論が集中しました。現状においても業者への立入検査・報告徴収等の適正な執行がなされているとは思いますが、その前提の一つとなる加盟店管理（登録制度・苦情適切処理義務の具体的措置等）について、早期の法改正が望まれます。業界自主規制だけでは、複雑化したクレジット取引環境下で法の網をくぐる悪質業者を捕捉することは困難です。消費者トラブルの未然防止・拡大防止策を講じることが、安全・安心なクレジットカード利用環境の整備には不可欠です。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (2) ⑮</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 77 ページ</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>「電力小売自由化に便乗した消費者トラブル」の施策は記載がありますが、2017年度から始まるガスの自由化でも同様の事態は想定されるため、施策に盛り込むべきです。</p> <p>また、すでに自由化しているLPガスに関しては、標準料金が存在しない、値上げにおける説明がないなど不透明・不公正な契約・取引内容に関する消費者苦情が後を絶たないうえ、今後は電力とのセット販売も増えることから、エネルギー全体として消費者トラブルの防止に関する施策を盛り込むべきです。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>3 意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 4 (2) ⑩ _____</p> <p>該当ページ・行 : 100ページ . _____</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②意見</p> <p>誤植の訂正をお願いします。</p> <p>「倫理的消費の普及、消費者が必要とする上が～」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「倫理的消費の普及、消費者が必要とする環境ラベルなどの情報が～」</p> <p>加えて、</p> <p>持続可能な開発のための教育の推進であるならば、昨年国連総会で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」17の目標と169の具体的ターゲットについて言及する必要があります。貧困をなくす、格差の是正、資源問題など、世界的にも日本社会でも問題になっている内容であり、これらを検討し、国、事業者、消費者が協力して取り組み必要があると思います。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 4 (2) ⑦</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 107 ペー ジ .</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>地域における消費者教育の推進に、地域の消費者団体や消費生活の専門家を活用してください。消費者団体や消費生活の専門家は、サポーター養成講座などを経なくても、すぐにコーディネーターとしての役割を果たすことが可能です。地域の消費者教育の担い手を増やしていくためにも、ぜひ活用をはかってください。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>3 意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 4 (3) ②</p> <p>該当ページ・行 : 114ページ、115ページ</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>検討会報告書を見ると、消費者志向経営の定義は抽象的であり、各事業者において多様な形で実践されるとしています。このように不明確な定義のままでは、管理職・担当者の資質向上に向けた研修を実施しようとしても、どのような内容にすべきか分からないのではないのでしょうか。また、消費者対応窓口の充実強化だけでは消費者志向経営は実現できません。少なくとも事業関連部門と品消法関連部門の有機的連携を考えるとところから始め、企業全体を総括していく方向性を打ち出す必要があります。消費者志向経営の本質は消費者や利害関係者との対話のなかから社会的ニーズを探っていくプロセスにあります。意見交換の場などで消費者志向経営とは何かを語り合う機会を設け、定義の明確化をはかるとともに実施項目を決定していくことを盛り込んでください。</p>



## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>3 意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 4 (3) ③</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 115ペー ジ .</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>平成27年度は公益通報者保護制度の制度充実のため検討会が開かれましたがその実績の記載がありません。</p> <p>検討委員会では消費者庁に公益通報者保護のための相談窓口を設置もすることになっています。平成28年度の計画にその記載がありません。消費者庁の相談窓口の設置はマスコミにも大きく取り上げられ注目されています。早急に具体化に動くべきです。KPIにも記載が必要です。</p> <p>公益通報者保護制度の充実に向けて平成28年度は通報者保護の要件・効果について法的検討に入ることは記載がありますが、検討会では法制度の改革に入ると方向性は決められたはずですが、その記載がありません。</p> <p>そのため法改正にむけて早急に動くべきです。法改正は消費者庁を挙げて取り組む必要があります。そのために多くの人員と予算が必要です。</p> <p>公益通報者保護制度は多くの省庁の所管法律とも関連があり、諸官庁の協力が必要です。消費者庁としての力量が問われます。覚悟をもって法制度の改正に向けてKPIに記載すべきです。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>3 意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 4 (4) ②</p> <p>該当ページ・行 : 118ページ ・ 26 行</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>電気・ガスの小売料金全面自由化に向けて、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、料金の透明化消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う。また、料金適正化の観点から、電力会社ごと、<b>ガス会社ごと</b>に、値上げされた電気・<b>ガス</b>料金のフォローアップを計画的に行うとともに、認可された電力・<b>都市ガス</b>の託送料金についてフォローアップを行う。【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p> <p>上記の黒字文章に赤字黒枠の言葉の挿入が必要です。</p> <p>加えて、すでに自由化しているLPガス業界についても、標準料金が存在しない、値上げにおける説明がないなど不透明・不公正な契約・取引内容に関する消費者苦情が後を絶たないうえ、今後はセット販売も増えることから、料金の透明性についての施策を盛り込むべきです。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 5 (2) ③ _____</p> <p>該当ページ・行 : 135 ペー ジ . _____</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>パーソナルデータの利活用の問題では、国際整合性や国民の合意以外に、技術の進展や消費者のプライバシーに対する意識の変化についても考慮する必要があります。この点についても盛り込んでください。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>3 意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 6 (1) ⑧ _____</p> <p>該当ページ・行 : 148 ペー ジ _____</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②意見</p> <p>電力だけでなく、来年度のガスの小売料金全面自由化になります。トラブルなどの解決支援の相談窓口が必要です。既に当該窓口ではガスの相談も受付けておられるようです。消費者が利用しやすいように赤字の挿入をお願いします。下記の箇所、赤字を加えて下さい。宜しくお願いいたします。</p> <p>電力取引監視等委員会相談窓口          ➡電力・ガス取引監視等委員会相談窓口      &lt;本文中&gt;      電力の ➡ 電力・ガス</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 6 (2) ②</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 154 ペー ジ .</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>高齢者等の消費者被害の発見・未然防止をはかるためには、見守りネットワークにおいて消費生活協力団体等を活用し、新たな構成員を育成していくことが重要です。単に消費者安全確保地域協議会を設置するだけでなく、維持・拡充していく仕組みが求められることとなります。KPIとして消費者安全確保地域協議会の設置状況が挙げられていますが、育成プログラムの有無など地域協議会の実施の状況に関する観点も追記してください。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会</p>
<p>2 職業</p>	<p>消費者問題専門家団体</p>
<p>3 意見</p>	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 6 (2) ⑦</p> <p>該当ページ・行 : 152 ページ、156 ページ</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>PIO-NET 情報は、消費者問題専門家である消費生活相談員が消費者から事情を聴き取り、統一的な入力要領に基づいて情報を入力し、担当職員の二重のチェックを経て登録される情報であること、1件ごとに見れば消費者の申出であっても、同様の苦情が数百件、数千件、数万件と集約されれば、不適正な販売方法の存在が推測されるデータとして十分な価値があること、民事裁判の資料や警察の捜査資料や各省庁の審議会の資料や国会審議の資料として、年間3000件以上の情報提供が行われていることなど、消費者トラブルの実態を示すデータベースであると認識しています。ところが昨年の特 定商取引法専門調査会において、PIO-NET 情報に対し、消費者の一方的な申出を記録したものに過ぎないとか、相談情報が客観的に整理し切れておらず勧誘規制を強化する根拠とならない、などという主張が一部委員から出されました。</p> <p>消費者庁は PIO-NET 情報の信頼性をより高めるための取組や活用しやすいキーワードの項目設定など再度の見直しを国民生活センターと連携して実施してください。</p>

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 全体 _____</p> <p>該当ページ・行 : 全体 _____</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>全般について、前回のKPIとして業績を数値化したものが示されていますが、これらの数値が達成度を示しているかどうかは、疑問があります。一面だけの達成度ではなく全体的に質的に向上したかが見える工夫が必要です。</p>